

## 至誠館大学専任教員資格審査基準に関する内規

第1条 専任教員の資格審査は、この内規の定めるところによる。

第2条 専任教員の資格審査に関する教育・研究上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教授 原則として、5年以上本学の准教授として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文（学内紀要における【論文】を含む）単著もしくは第一著者2篇以上、またはそれに相当する単独執筆の学術著書を1冊以上有する者。

(2) 准教授 原則として、5年以上本学の専任講師として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文（学内紀要における【論文】を含む）単著もしくは第一著者2篇以上、またはそれに相当する単独執筆の学術著書を1冊以上有する者。

(3) 専任講師

原則として本学に助教として5年以上本学に在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文（学内紀要における【論文】を含む）単著もしくは第一著者2篇以上、有する者。

(4) 助教 原則として3年以上本学の助手として在職し、その間に刊行した専門分野に関する学術論文（学内紀要における【論文】を含む）単著もしくは第一著者2篇以上を有する者。

2 研究業績が前項各号の基準を超えて、極めて顕著な者は、「至誠館大学人事委員会」の推薦により第1号の年数を「4年以上」、第2号の年数を「4年以上」と読み替えて適用することができる。

3 博士の学位取得者は、昇任年限を1年短縮することができる。

第3条 著者、論文以外の研究業績については、その内容に応じて、学術論文に準じた取扱いをすることができる。

第4条 昇任手続きについては、次のとおりとする。

①学長は学部長に、昇任資格の有無について調査を指示する。

②学部長は教員の昇任資格者に関わる調査を各専攻長及び東京キャンパス長に指示する。

③各専攻長及び東京キャンパス長は昇任資格者に関わる必要書類を整備し、学部長に提出する。

④学部長は提出書類を確認し、学長に提出する。

⑤学長は人事委員会を開催し、昇任候補者の適・不適を審議する。

⑥学長は昇任候補者を理事長に推薦する。

附則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年 2月17日(制定)

令和2年 4月 1日(第1回改正)

